

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)に係る面談
2. 日時：令和5年5月9日(火) 10:30～12:00
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
正岡企画調査官、塩唐松審査係長、椎名係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)  
福島第一原子力発電所 担当3名(テレビ会議システムによる出席)

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(1～4号機出入管理所周辺の管理対象区域変更等)について、4月18日の面談において指摘した事項に対する回答の説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 今回の申請に関連して、1～4号機周辺防護区域出入口周辺の運用が、既認可ではどこまで認可されており、現在どのように運用していて、本件が認可された後はどのように運用するのかを整理して示すこと。
- 前回の面談資料において、汚染のおそれのない管理対象区域の維持基準として記載されていた線量当量率は目安値であるから、今回の面談のまとめ資料から削除したということだが、休憩所として作業員が一定期間滞在することを踏まえれば線量率の管理も1つの重要な観点であるため、目安値を設定している意図を含め、まとめ資料への追記を検討すること。
- 今回の申請内容に係る実施計画の各項目と、それに対する対応を1対1で示すこと。なお、対応しない項目についてはその理由を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項についての適合性について(免震重要棟他における管理対象区域図の変更)
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表(案件：免震重要棟他における管理対象区域図の変更について)

以上